

横須賀市（障害福祉課）育児代替会計年度任用職員募集要項

職種	ケースワーカー（フルタイム）
業務内容	・ 障害児者の自宅等への訪問及び窓口、電話対応による障害福祉サービス等の支給決定事務を中心としたケースワーク業務 ・ 窓口、電話対応を含む障害福祉に関する一般事務（障害者や関係機関等との電話や窓口における障害や生活状況の聞き取り調査などの対応業務、各種障害福祉施策に関する一般事務を行う） 業務内容の変更の範囲：変更なし
勤務場所	横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所 障害福祉課 勤務場所の変更の範囲：変更なし
募集人数	1 名
任用期間	令和 7 年 8 月 4 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日
	更新の可能性 あり ・ 勤務実績等に基づき判断する ・ 育児休業取得状況による ・ 更新回数上限 4 回（最大任期 5 年）
試用期間	試用期間あり（1 か月）
勤務日数	週 5 日
勤務時間	8 時 30 分～17 時 15 分 （休憩時間 12:00～13:00）
休 日	土日、祝日、年末年始（12/29～1/3） ただし行事のため土・日・祝日勤務の場合あり
時間外労働	原則なし。ただし、公務のために臨時又は緊急に必要がある場合においては、時間外労働あり。
賃 金	月額 232,434 円～263,736 円（地域手当相当分含む） 月額給与は、有する資格及び経験により異なります。（最大 263,736 円） （市の規定により別途通勤費を支給 上限 55,000 円／月） ※人事院勧告に基づき給料表の改定等により遡って給与単価が変更になる場合があります。
加入保険	雇用保険、公務災害補償、厚生年金、健康保険
応募条件 （共通事項）	・ 令和 7 年 4 月 1 日時点で 65 歳未満の方 （横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則第 19 条(3)に定める、退職に関する規定による。） ・ 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない人 ・ 年収調整のためのシフト調整や給与の試算は実施できません。事前に勤務条件や賃金等をご確認の上ご応募お願いいたします。 ・ 他事業所及び横須賀市役所内部の兼業はできません。

応募条件 (資格等)	・社会福祉主事任用資格を有する方 ・社会福祉士、精神保健福祉士の資格があれば尚可 ・ワード・エクセル等の基本操作が可能な方 ・障害福祉制度に関する知識を有し、障害者に理解がある方
応募方法	事前に下記担当に電話連絡の上、履歴書(顔写真付)・自己PR文(A4用紙1枚程度、様式任意)・資格を証明する書類(写し)を持参、郵送またはメールにて提出してください。 【提出先】 〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 民政局福祉こども部障害福祉課 総務係 あて ※ 6月30日(月)必着です。 ※ 普通郵便等による郵送の事故等は一切責任を負いません。 ※ 応募書類は返却いたしません。
選考方法	・書類選考及び面接試験により採否を決定します。 (書類選考は7月1日実施。選考後7日程度で結果を通知予定です) ・書類選考合格者につき、面接試験を実施します。 (面接は7月8日実施予定です。)
その他	・敷地内禁煙 ・掲載期間：令和7年6月30日 ・応募者多数の場合は、期日前に募集を締め切ることがあります。 ・応募後、辞退する場合は必ず連絡してください。
問合せ先	横須賀市役所 障害福祉課 障害福祉サービス担当 電 話：046-822-8249 担当者：舘野（タテノ） メール：hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp